

社会福祉法人唐津福社会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、もっと育児に関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

2. 計画内容

目標1：育児休業制度を職員に周知し、育児休業等をより取得しやすい環境づくりを行う。

<取組>

事業の正常な運営に支障がある場合を除き

- ① 3歳に満たない子を養育する職員
育児のための所定外労働の制限や育児短時間勤務制度活用の推進。
- ② 小学校就学前の子を養育する職員
育児のための時間外労働や深夜業の緩和、子の看護休暇が取得できる制度活用の推進。
- ③ 男性の育児休業等取得の推進。

<対策>

- 制度に関するパンフレットを作成し、各施設に配布・掲示する。
- 庶務担当者より、産前産後休暇・育児休業取得予定の職員に対し制度の説明をする。
 - ・ 出産・育児給付金制度の説明
 - ・ 出産・育児休業期間中の社会保険料免除の説明
 - ・ 出産・育児休業期間中の説明 等